

2019年1月

親族内承継—財産の承継に係る税負担

前号まででは、事業承継にあたって株式等の分散を防止しつつ、どのように株式等を承継するかということについて解説しました。

事業承継にあたって、株式を後継者に集約する場合や、事業用資産を承継する場合、贈与税や相続税を中心とした税負担が生じることとなります。そして、このような税負担は、贈与税率や相続税率の高さから、事業承継にあたっては、見過ごすことができない問題であり、いつ事業承継を行うか、どのようなスキームで事業承継を行うかという問題に大きな影響を及ぼしうるものです。

本号では、財産を承継するにあたって生じる税負担の内容や、税負担を軽減するための事業承継税制等の特例について紹介します。

1. 親族内承継における税負担の概要

親族内承継において、先代経営者から、後継者に対して、自社株や事業用資産（以下「自社株等」といいます。）の承継がなされる場合に、特に問題となる税負担は以下のとおりです。なお、この他にも、承継される資産に応じて、消費税、不動産取得税、登録免許税等も問題となりますので、専門家にご相談ください。

	先代経営者	後継者
売買による場合	所得税 ¹	無 ※著しく低い価額による売買の場合： 贈与税 ²
生前贈与による場合	無	贈与税 ³
相続による場合	無	相続税 ⁴

以下では、贈与税及び相続税について、事業承継において問題になる点や事業承継税制を解説します。

2. 贈与税について

(1) 贈与税の課税方法

先代経営者から、後継者に対して、自社株等が贈与された場合、後継者には贈与税が課税されます。その課税方法としては、i) 暦年課税と ii) 相続時精算課税の2つがあり、原則として i) 暦年課税によりますが、一定の要件を満たす場合は ii) 相続時精算課税を選択することができます⁵。

i) 暦年課税において、贈与税は、後継者が1月1日から12月31日までの1年間に先代経営者から贈与された自社株等の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります⁶。

他方で、ii) 相続時精算課税制度は、原則、60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合に選択することができます⁷。ii) 相続時精算課税制度を選択した場合、贈与税は、選択以降に後継者が先代経営者から贈与された自社株等の累計額が特別控除額の2500万円を超えたときに限り、一律20%の贈与税がかかることとなります⁸。なお、ii) 相続時精算課税制度を選択した者に係る相続税の計算にあたっては、相続時精算課税の適用を受けた財産の贈与時の価額と、後継者が先代経営者から相続や遺贈により取得した財産の価額を合算して相続税額を算定します⁹。当該相続税額からは、相続時精算課税により納付した贈与税相当額が控除されることとなります¹⁰。

(2) 事業承継税制（一般）

租税特別措置法に規定する所定の要件を満たした場合、後継者は先代経営者から贈与された一定数の非上場株式について、贈与税の納税を猶予することができます。つまり、贈与前から後継者が既に有していた分を含めて会社の発行

【事業承継WG/本号監修・執筆者（弁護士）】
米倉 裕樹 (h-yonekura@kitahama.or.jp)
磯野 賢士 (tisono@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

済み完全議決権株式の総数の 3 分の 2 までの株式について、贈与により取得した株式に係る贈与税の 100%の納税が猶予できるものとされています¹¹（当該贈与税の猶予は、会社及び後継者が所定の手続きを経ることで継続することができます¹²。）。先代経営者が死亡した場合、後継者は、猶予されていた贈与税は免除されますが¹³、贈与税猶予の対象となっていた自社株等を相続したものとみなし、贈与時の価額を基準に相続税が課されることとなります¹⁴。ただし、都道府県知事の切替確認が受けられれば、後述の相続税の一般納税猶予制度の適用を受けることができます¹⁵。なお、平成 30 年税制改正により、先代経営者からの自社株等の贈与に係る贈与税の納税が猶予された場合、先代経営者以外の者から後継者に対する贈与についても、贈与税が猶予されることとなりました¹⁶。

会社が倒産した場合や先代経営者の死亡前に後継者が死亡した場合、次の後継者に承継された場合等で、所定の要件を満たす場合は、贈与税の納税が免除されます¹⁷。

(3) 事業承継税制（平成 30 年税制改正における特例）

平成 30 年税制改正では、後継者が、先代経営者から贈与により取得した全ての株式に係る贈与税の 100%の納税が猶予できるという特例が設けられました¹⁸。平成 30 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの 10 年以内に行われる贈与に限り、その適用を受けることができます。この特例の適用を受けるにあたっては、認定経営革新等支援機関の指導・助言に基づき作成した特例承継計画について、2023 年 3 月 31 日までに、都道府県知事の確認を受けることと、自社株等の贈与又は相続から所定の時期までに特例円滑化法認定を受けることが前提となります¹⁹。

一般制度と特例制度の違いの主なものは以下のとおりです。

	一般制度	特例制度
適用される期間	制限なし	2027 年 12 月 31 日まで
対象となる株式	発行済み完全議決権株式の総数の 3 分の 2 までの株式	全株式
猶予される贈与税	100%	100%
誰から承継するか	先代経営者・それ以外の者	先代経営者・それ以外の者
誰に承継するか	後継者のみ	代表権を有している者であれば、議決権保有割合上位最大 3 名まで
特例承継計画提出の要否	不要	要

	一般制度	特例制度
雇用確保要件	事業承継後、5 年間平均で雇用の 8 割を維持する必要あり	実質的撤廃
相続時精算課税制度との併用	可能	可能
相続時精算課税制度の適用対象	60 歳以上の父母又は祖父母から、20 歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合に適用	60 歳以上の者から 20 歳以上の後継者に対し、財産を贈与した場合に適用

会社が倒産した場合や先代経営者の死亡前に後継者が死亡した場合に贈与税の納税が免除されることや、先代経営者が死亡した場合に贈与税の納税が免除され、その対象となる自社株等に対して相続税が課されることは、基本的には、事業承継税制（一般）における贈与税の納税猶予と同様ですが、平成 30 年税制改正における特例から従前の事業承継税制に戻る際の調整規定²⁰も新設されました。

3. 相続税について

(1) 事業承継税制（一般）

租税特別措置法に規定する所定の要件を満たした場合、相続前から後継者が既に有していた分も含めて、非上場会社の発行済み完全議決権株式の総数の 3 分の 2 までの株式について、後継者が、先代経営者から相続・遺贈により取得した株式に係る相続税の 80%の納税が猶予できるものとされています²¹。当該相続税の納税猶予は、会社及び後継者が所定の手続きを経ることで継続することができます²²、猶予を受けた相続税については、後継者が死亡した場合等はその全部又は一部が免除されます²³。ただし、免除されるまでに当該株式を譲渡するなどした場合には、全部または一部について納税の猶予が打ち切れ、その税金と利子税を納付しなければなりません²⁴。

なお、平成 30 年税制改正により、先代経営者からの自社株等の相続・遺贈に係る相続税の納税が猶予された場合、先代経営者以外の者から後継者に対する相続・遺贈についても、相続税の納税が猶予されることとなりました²⁵。

(2) 事業承継税制（平成 30 年税制改正における特例）

平成 30 年税制改正では、平成 30 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの 10 年間に限って、後継者が、先代経営者から相続・遺贈により取得した全ての株式に係る相続税の 100%の納税が猶予できるという特例が設けられました²⁶。ここでも、特例承継計画の確認と特例円滑化法認定を受けることは必須となります²⁷。

当該特例における要件等の変更点の主なものは、贈与税の納税猶予に係る平成 30 年税制改正における特例と同様です。

(3) その他の特例

ア 小規模宅地等の特例

先代経営者が、承継される事業に用いられている不動産を所有している場合、その相続にあたって、小規模宅地等の特例を用いることができる場合があります²⁸。具体的には、先代経営者が所有していた事業用の宅地のうち、一定の限度面積までの部分については、後継者が、現所有者から相続・遺贈により取得した場合、相続税の課税価額に算入すべき価額の計算において、一定割合が減額されます。

イ 退職金

被相続人の死亡後 3 年以内に支給が確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（以下「死亡退職金」といいます。）は、相続財産とみなされて相続税の課税対象となります²⁹。もっとも、全ての相続人が取得した退職金の合計額が下記の非課税限度額以下の場合には非課税となります³⁰。

記

非課税限度額＝500 万円×法定相続人の数

なお、会社が先代経営者に対して支給する退職金で適正額のもの、会社の法人税の計算上、損金に算入することができるため、会社の利益・資産を圧縮して、自社株の相続税の課税上の評価額を減額することができます。これらの死亡退職金の非課税及び退職金の損金算入を組み合わせることで、節税効果が見込まれます。

4. 自社株の評価方法

贈与税及び相続税の計算にあたって、自社株の時価を算定する必要があるところ³¹、上場されていない株式については、その自社株の評価方法が問題となります。

この点について、国税庁は、財産評価基本通達において、取得者が同族株主等である場合は、原則的評価方式として類似業種比準方式と純資産価額方式により評価し、それ以外の場合には、特例的評価方式として配当還元方式により評価することとしています。

なお、財産評価基本通達は、法令ではなく、国税庁が定める法令の解釈指針に過ぎませんので、課税時において、相続財産の時価の算定方法として、合理的なものといえない場合には、これに従わずとも違法とはならないこととなります³²。

5. 小括

以上のとおり、親族内承継において、自社株等が承継されるにあたっては、贈与税・相続税が問題となるところ、

事業承継税制が設けられています。これらの概要については、上記のとおりですが、具体的な適用場面や制度の選択にあたっては、専門の税理士にご相談ください。

— 次号では、経営者保証ガイドラインの活用について解説する予定です。

以上

¹ 所得税法第 33 条第 1 項

² 相続税法第 7 条

³ 相続税法第 21 条

⁴ 相続税法第 11 条

⁵ 相続税法第 21 条の 9 第 1 項

⁶ 相続税法第 21 条、同法第 21 条の 2、租税特別措置法第 70 条の 2 の 4

⁷ 相続税法第 21 条の 9 第 1 項

⁸ 相続税法第 21 条の 12 第 1 項、同法第 21 条の 13

⁹ 相続税法第 21 条の 15 第 1 項

¹⁰ 相続税法第 21 条の 15 第 3 項

¹¹ 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項

¹² 租税特別措置法第 70 条の 7 第 9 項、同条第 11 項参照

¹³ 租税特別措置法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号

¹⁴ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 3 第 1 項

¹⁵ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 4 第 1 項

¹⁶ 租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 1 項

¹⁷ 租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 1 号等

¹⁸ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項

¹⁹ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 1 号、同項 2 号、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項、同法第 15 条等

²⁰ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 12 項

²¹ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項

²² 租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 10 項、同条第 12 項参照

²³ 租税特別措置法第 70 条の 2 第 16 条、同条第 17 条

²⁴ 租税特別措置法第 70 条の 2 第 5 項第 2 号、同条第 17 項第 1 号

²⁵ 租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2 第 1 項

²⁶ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項

²⁷ 租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 1 号、同項 2 号、同法第 70 条の 7 の 5 第 2 項 2 号、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項、同法第 15 条等

²⁸ 租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項

²⁹ 相続税法第 3 条第 1 項第 2 号

³⁰ 相続税法第 12 条第 1 項第 6 号

³¹ 相続税法第 22 条

³² 取引相場のない株式の評価に関し、大会社につき株式保有割合が 25%以上である会社を一律に株式保有特定会社と評価して高く課税をする旨定めた財産評価基本通達は、相続開始時において合理性を有していたとはいえないとして、当該通達を前提になされた課税処分を取り消した原判決は相当であるとして控訴を棄却した事例（東京高判平成 25 年 2 月 28 日税資 263 号）